

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	公営住宅及び改良住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島県は、公営住宅及び改良住宅の管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行うことにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

公営住宅及び改良住宅の管理事務においては、管理代行者及び指定管理者(以下「事業者」という。)に管理事務の代行・委託等を行わせているが、事業者との契約において個人情報取扱特記事項を締結し、事業者に対し、個人情報保護のための措置を講じることを義務づけている。

評価実施機関名

徳島県知事

公表日

令和8年3月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅及び改良住宅の管理に関する事務
②事務の概要	○公営住宅法及び住宅地区改良法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の整備・集団的建設の促進を行い賃貸する。 ○特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ・収入申告の受理、審査又は応答に関する事務 ・家賃等の減免申請の受理、審査又は応答に関する事務 ・入居申込みの受理、審査又は応答に関する事務 ・高額所得者に対する家賃の決定又は金銭の徴収に関する事務 ・収入状況の報告の請求等に関する事務
③システムの名称	公営住宅管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
公営住宅管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表 27の項、52の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第18条、第26条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 53の項、76の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	県土整備部住宅課
②所属長の役職名	住宅課長
6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 情報公開・個人情報担当 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 電話番号:088-621-2024
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島県県土整備部住宅課 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 電話番号:088-621-2590
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	委託先における特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を制限している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	I 5②所属長	住宅課長 渡邊 峰樹	住宅課長 黄田 隆史	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらぬ。
平成28年6月30日	II 1いつ時点の計数か	平成27年8月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらぬ。
平成28年6月30日	II 2いつ時点の計数か	平成27年8月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらぬ。
平成29年6月30日	I 5②所属長	住宅課長 黄田 隆史	住宅課長 坂部 政男	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらぬ。
平成29年6月30日	I 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	徳島県監獄局監獄課情報公開個人情報担当 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 電話	徳島県監獄局監獄課ふれあい交流室情報公開個人情報担当	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらぬ。
平成29年6月30日	II 1いつ時点の計数か	2016/4/1	2017/4/1	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらぬ。
平成29年6月30日	II 2いつ時点の計数か	2016/4/1	2017/4/1	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらぬ。
平成30年7月10日	I 5②所属長	住宅課長 坂部 政男	住宅課長 森 琢真	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらぬ。
平成30年7月10日	I 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	徳島県監獄局監獄課情報公開個人情報担当 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 電話	徳島県監獄局監獄課情報公開個人情報担当 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 電話	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらぬ。
平成30年7月10日	II 1いつ時点の計数か	2017/4/1	2018/4/1	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらぬ。
平成30年7月10日	II 2いつ時点の計数か	2017/4/1	2018/4/1	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらぬ。
令和1年6月4日	I 5②所属長	住宅課長 森 琢真	県土整備部 副部長 谷本 悦久	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらぬ。
令和1年6月4日	I 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	徳島県監獄局監獄課情報公開個人情報担当 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 電話	徳島県監獄局監獄課評価課県庁ふれあい室情報公開個人情報担当	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらぬ。
令和1年6月4日	II 1いつ時点の計数か	2018/4/1	2019/4/1	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらぬ。
令和1年6月4日	II 2いつ時点の計数か	2018/4/1	2019/4/1	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらぬ。
令和2年6月4日	I 5②所属長	県土整備部 副部長 谷本 悦久	住宅課長	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらぬ。
令和2年6月4日	II 1いつ時点の計数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらぬ。
令和2年6月4日	II 2いつ時点の計数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらぬ。
令和3年6月8日	II 1いつ時点の計数か	2020/4/1	2021/4/1	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらぬ。
令和3年6月8日	II 2いつ時点の計数か	2020/4/1	2021/4/1	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらぬ。
令和3年9月30日	②法令上の根拠	番号法19条第7号	番号法19条第8号	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらぬ。
令和5年6月30日	II 1いつ時点の計数か	2021/4/1	2023/4/1	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらぬ。
令和5年6月30日	II 2いつ時点の計数か	2021/4/1	2023/4/1	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらぬ。
令和7年3月14日	I 3法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。) 第9条第1項 別表第一 19の項、35の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第18条、第26条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表 27の項、52の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第18条、第26条	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらぬ。
令和7年3月14日	I 4法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号利用法第19条第8号 別表第二 31の項、54の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第22条、第28条 【情報提供の根拠】 なし	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 53の項、76の項	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらぬ。
令和7年3月14日	I 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	徳島県監獄局監獄課評価課県庁ふれあい室情報公開個人情報担当 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 電話番号:088-621-2024	徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 情報公開・個人情報担当 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 電話番号:088-621-2024	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらぬ。
令和7年3月14日	IV 8人手を介在させる作業		住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	事後	様式変更による追加
令和7年3月14日	IV 11最も優先度が高いと考えられる対策		委託先における特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を制限している。	事後	様式変更による追加
令和7年3月14日	II 1いつ時点の計数か	2023/4/1	2024/4/1	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらぬ。
令和7年3月14日	II 2いつ時点の計数か	2023/4/1	2024/4/1	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらぬ。
令和8年3月23日	II 1いつ時点の計数か	2024/4/1	2025/4/1	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらぬ。
令和8年3月23日	II 2いつ時点の計数か	2024/4/1	2025/4/1	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらぬ。